

## ○国立大学法人横浜国立大学動物実験専門委員会規則

(平成 21 年 9 月 17 日規則第 85 号)

**改正** 平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号 平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号  
平成 24 年 2 月 23 日規則第 42 号 平成 26 年 11 月 13 日規則第 79 号  
平成 28 年 1 月 27 日規則第 11 号 平成 28 年 4 月 21 日規則第 41 号  
平成 28 年 9 月 15 日規則第 70 号

### (趣旨)

第 1 条 国立大学法人横浜国立大学におけるライフサイエンス研究等の実施に関する規則(平成 19 年規則第 105 号。以下「規則」という。)第 8 条第 3 項の規定に基づき、動物実験専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

### (業務)

第 2 条 専門委員会は、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成 18 年文部科学省告示第 71 号、以下「指針」という。)その他法令等に基づき、以下に定める審査その他の業務を行う。

- 2 専門委員会は、次の事項について審議、調査又は実施し、規則第 5 条に定めるライフサイエンス研究等倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)への報告、意見具申、又は助言を行う。
  - (1) 動物実験計画の実施の適否の審査に関すること。
  - (2) 実施中の実験に関する当該研究計画の変更又は中止を含む、動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
  - (3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
  - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
  - (5) 自己点検・評価に関すること。
  - (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

3 専門委員会は、横浜国立大学遺伝子組換え実験安全専門委員会(以下「遺伝子組換え専門委員会」という。)の審査を経た遺伝子組換え実験で使用する実験動物に関する事項については、遺伝子組換え専門委員会と協議の上、必要な措置を講ずることができる。

4 倫理委員会は、別に定めるところにより、施設管理責任者の候補者を本学専任教員のうちから選出のうえ学長に推薦するものとし、候補者の選出にあたっては、倫理委員会は専門委員会に意見を求めることができる。

### (適用範囲)

第 3 条 この規則における動物実験とは、哺乳類、鳥類又は爬虫類の生体を用いるものに限る。

(組織)

第4条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験に携わる教員
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (4) その他学識経験を有する者で倫理委員会委員長が指名した者

2 前項第1号及び第2号の委員は兼ねることができる。

3 委員は、自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない。

4 委員は、倫理委員会委員長が委嘱する。ただし、本学教職員以外の者を委員とする場合には、倫理委員会委員長の指名に基づき学長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 専門委員会に、委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、審査事項が発生したときは、遅滞なく専門委員会を招集する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる委員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 専門委員会において実験計画の適正性に関する審議の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。ただし、少数意見として申請書類の修正等の指摘がある場合には可能な限り尊重しなければならない。

3 前項に定める以外の審議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(委員以外の出席)

第8条 専門委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、審査を行う上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(審議結果等の報告)

第10条 専門委員会が行った審議や調査の結果については、終了後速やかに倫理委員会に報告するものとする。

(教育訓練等の実施と記録の保存)

第11条 専門委員会は、学長の指示を受けた倫理委員会からの付託により、実験実施者及び施設管理者に対し、適正な動物実験等の実施及び実験動物の適切な飼養保管に関する知識を習得させるための教育訓練等の実施を行うものとする。

2 教育訓練の実施にあたっては、実施日、教育内容及び受講者名の記録を保存するとともに、専門委員会は、教育訓練の実施状況について、年度ごとに倫理委員会に報告するものとする。

3 専門委員会は、第1項の教育訓練等に関する記録を5年間保存しなければならない。  
(自己点検・評価)

第12条 専門委員会は、学長の指示を受けた倫理委員会からの付託により、動物実験等の実施状況等に係る指針その他法令等への適合性について、自己点検・評価を行い、倫理委員会に報告するものとする。

(情報公開)

第13条 専門委員会は、学長の指示を受けた倫理委員会からの付託により、本学における動物実験に関する情報（動物実験等に関する諸規則、実験動物の情報、自己点検・評価、及び検証の結果等をいう。）を公表するものとする。

(記録の保存等)

第14条 専門委員会で審議した内容については、次の事項を記載した議事録を作成、保存しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 参加した委員の氏名
- (3) 審議内容及び審議の結果

2 前項に定める議事録の他、第2条第1項に定める審査に関する書類の保存等については、法令等の定めがある場合を除き、国立大学法人横浜国立大学法人文書管理規則（平成23年規則第20号）の定めるとおりとする。

(準用)

第15条 哺乳類、鳥類又は爬虫類以外の生体を使用する実験等については、必要に応じて本規則を準用し専門委員会による審査等を行うものとする。

(事務)

第16条 専門委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際、第3条第1項の規定に基づき最初の委員となる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則(平成22年6月30日規則第79号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第57号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日規則第42号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月13日規則第79号)

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成28年1月27日規則第11号)

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成28年4月21日規則第41号)

この規則は、平成28年4月21日から施行する。

附 則(平成28年9月15日規則第70号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。